

広情個審第59号

令和2年12月24日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

保有個人情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年1月9日付け広原援第574号で諮問のあったこのことについては、別添  
のとおり答申します。

（諮問第72号事案）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

令和2年1月9日付け広原援第574号の諮問事案（諮問第72号事案）

令和元年11月26日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年12月10日付け広原援第508号で行った保有個人情報部分開示決定に対する同月13日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が上記保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）は妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書及び口頭意見陳述における主な主張を要約すると、次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

全部開示を求める。

### (2) 審査請求の理由

ア 請求人は、令和元年12月10日、広島市長から本件部分開示決定を受けた。

しかしながら、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）で「個人情報」は「生存する個人に関する情報」と定義されており、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）では「個人情報」に「故人に関する情報」を含む旨が明記されていない。

また、不開示部分は法で定める「要配慮個人情報」に該当せず、遺族等の生存する個人に関する情報でもないことから、開示により故人及び遺族等の権利利益が侵害されるものではない。

このことから、故人の住所・氏名を不開示とする本件部分開示決定は、法及び条例の趣旨に反している。

イ 請求人は、両親の被爆に関する記録を家族の記録として後世に引き継ぐために、今回の情報を請求している。広島という地域性から、このような記録を遺族として残したいという希望を尊重してほしい。

## 3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

本件部分開示決定は、条例第11条第2号に、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を不開示情報とする旨を規定していることを理由として行ったものである。この条文中の「開示請求者以外の個人に関する情報」について、条文は「生存する個人に関する情報」に限定しておらず、死者の個人情報であっても条例の適用を受けることから、本件部分開示決定は、何ら条例の趣旨に反するものではない。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

##### (1) 本件部分開示決定における不開示情報について

当審査会が見分したところ、実施機関が本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）は、証明人である特定人の住所、氏名及び印影である。

##### (2) 条例第11条第2号の規定について

条例第11条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、同条第2号本文は、不開示情報として、「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第11条第2号ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令の規定により開示請求者が閲覧することができることとされている情報

イ 開示することについて、当該個人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

##### (3) 条例第11条第2号の該当性について

ア 本件不開示部分の情報については、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものと認められる。

イ また、本件不開示部分の情報は、条例第11条第2号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

ウ 以上のことから、本件不開示部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

#### (4) 請求人の主張について

ア 請求人は、法では「個人情報」は「生存する個人に関する情報」と定義されており、条例では「個人情報」に「故人に関する情報」を含む旨が明記されていない旨主張する。

しかしながら、条例の個人情報の定義には、法のような「生存する個人に関する情報」という限定がないことから、死者の個人情報であっても、条例の適用を受ける。

したがって、仮に証明人が死亡していた場合であっても、証明人が特定される情報は条例の保護対象となる。

イ また、請求人は、開示により証明人及び遺族等の権利利益は侵害されない旨主張する。

しかしながら、条例第11条第2号は、権利利益侵害の有無を問わず、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる場合は不開示とするよう規定していることから、権利利益侵害の有無は、開示・不開示の判断を左右するものではない。

ウ さらに、請求人は、広島という地域性から、このような記録を遺族として残したいという希望を尊重してほしい旨主張する。

この主張は、本件に条例第13条の規定（実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第11条第5号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。）の適用を求めるものとも解されるが、本件不開示部分を開示することが個人の権利利益を保護するため特に必要があるとは認められないことから、本件不開示部分を開示しなかった実施機関の判断が不当であるとはいえない。

#### (5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 2. 1. 9	広原援第574号の諮問を受理 (諮問第72号で受理)
R 2. 7. 21 (第1回審査会)	第3部会で審議
R 2. 8. 18 (第2回審査会)	第3部会で審議
R 2. 9. 18 (第3回審査会)	第3部会で審議
R 2. 10. 20 (第4回審査会)	第3部会で審議
R 2. 11. 17 (第5回審査会)	第3部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
古 川 竜 彦	中国新聞社論説委員室副主幹
松 田 健之介	弁護士